

「全国一斉！法務局休日相談所」開設

法務省では、行政サービスの向上を図ることを目的として、全国のすべての法務局・地方法務局で、10月6日に统一的に相談所を開設することとしています。

福島地方法務局では、左記のとおり相談所を開設し、地域住民の皆さんから日常生活でのさまざまな心配ごと、困りごとの相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。（相談は予約制）

○日時  
10月6日⑩午前10時から午後4時まで

○場所  
福島地方法務局

○内容  
不動産・商業登記の手続き、土地の境界問題（筆界特定含む）、遺産相続、地代・家賃などの供託、戸籍・国籍の問題、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシュアル・ハラスメント、障がい者の差別問題、風評被害による人権問題など

○相談員

法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員

○予約先

福島地方法務局総務課  
☎024-534-1941

介護送迎運転手講習の開催

シルバー人材センターでの就業を希望する60歳以上の方で、現在シルバー人材センターの会員でない方を対象に、介護送迎運転手講習を行います。（須賀川会場）

○日程

10月16日⑩・10月17日⑩

○場所

ニチイケアセンター須賀川・南部自動車学校

○料金

無料（受講料・テキスト代含む）  
（田村会場）

○日程

10月18日⑩・10月21日⑩

○場所

田村市役所文珠出張所・田村自動車学校

○料金

無料（受講料・テキスト代含む）  
⑩公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会

☎024-521-6081

事業者の皆様！  
2019年10月1日から  
消費税・地方消費税の**軽減税率制度**がスタート。  
仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、  
・飲食品（酒類・外食を除く）  
・新聞（定期購読契約された週2回以上発行されるもの）  
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を  
複数税率に対応させる必要があります。  
全ての事業者の方に関係があります！  
飲食品等の仕入れがあれば、対応が必要に。

レジや受発注・請求書管理システムの  
導入・改修が必要となることがあります。  
中小企業・小規模事業者等の方向けに  
軽減税率対策補助金が拡充されました！

制度についてのお問い合わせ  
●消費税軽減税率相談センター（フリーダイヤル）☎0120-205-553  
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。  
\*ナビダイヤル0570-030-456（通話料がかかります）もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ  
●軽減税率対策補助金事務局（フリーダイヤル）☎0120-398-111  
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

2019年10月1日、  
消費税・地方消費税の税率は**10%\***へ。  
※10%のうち2.2%は地方消費税です。

なぜ、税率が上がるんですか？

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

出典：国立社会保障・人口問題研究所

引上げ分は何に使われるのですか？

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育（大学など）の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。

家計や景気への影響は大丈夫ですか？

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食品（お酒・外食を除く）と新聞（定期購読契約、週2回以上発行）に係る税率を8%に据え置きます（軽減税率制度）。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

プレミアム付商品券  
自動車や住宅の購入等支援  
キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合計したものです。地方消費税は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税 検索